平成２９年（フ）第１０５号
岡山県津山市八出534番地、前住所京都府京都市南区久世築山町８番地４
債務者　谷口千多美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９１６号
仙台市太白区泉崎１丁目12番１号　コーポ大宮203、従前の住所仙台市太白区鹿野３丁目１番24号
債務者　齋藤都貴枝
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
仙台市太白区大塚町７番22号　ＣＨＡＣＨＡハウスＣ棟、従前の住所仙台市太白区芦の口６番10号　ラポール102
債務者　大杉　佳奈
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目20番地の13　ハウスキムラ長命101
債務者　鈴木　留美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
仙台市若林区六丁の目北町12番１－512号、従前の住所仙台市若林区荒井字畑中43番地２第２フレールしょうじ203
債務者　佐々木暁信
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
秋田市下浜羽川字下山115番地
債務者　鈴木　清仁
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５号
福島県いわき市小名浜野田字田中137番地、住民票上の住所福島県いわき市常磐関船町古宿30番地　市営住宅２－32
債務者　田中　雷太
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２１号
茨城県牛久市南３丁目24番地11（グリーンヒルハイツＢ棟102室）
債務者　吉川　礼子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
茨城県桜川市真壁町飯塚1002番地１、前住所茨城県桜川市真壁町田1126番地４
債務者　五十嵐　浩
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第８号
富山県高岡市柴野内島32番地
債務者　廣地　　勲
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第７号
石川県鹿島郡中能登町曽祢ノ部52番地、従前の住所石川県鳳珠郡穴水町字川島サの66番地やすらぎマンション104号室
債務者　出雲　照美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第２４号
山梨県山梨市小原東915番地
債務者　宮本　智史
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
長野市篠ノ井有旅4444番地
債務者　小杉　寿次
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
長野県上田市上田2111番地１
債務者　中村　光司
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４１１号
岐阜市忠節町３丁目58番地　（小倉ビル202号室）、前住所愛知県名古屋市東区徳川１丁目17番17号
債務者　南　　幸惠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３６号
岐阜市加納鉄砲町１丁目42番地１（アパート丸双　２－Ｄ）、前住所岐阜県大垣市林町７丁目673番地　林セブンＥ　203号
債務者　馬場　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岐阜地方裁判所